

入札説明書

令和 8 年 4 月 1 日
入札執行者
秋田県政策企画部総合政策課長

この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号）等に基づき令和 8 年 4 月 1 日（水）に公告した条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
令和 8 年度県民意識調査業務委託
- (2) 業務内容
仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和 8 年 8 月 31 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 秋田県内に本社、支社、支店又は営業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (5) 秋田県税に滞納がないこと及び社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納がない（適用除外事業所を除く。）こと。
- (6) 入札参加資格確認申請書の提出日から入札日の間において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 過去に、国又は地方公共団体と同じ種類及び規模がほぼ同じ又はそれ以上の規模の世論調査・意識調査等に関する契約を締結し、これらを誠実に履行していること。
- (8) 個人情報保護のため、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与する「プライバシーマーク」を取得していること又は個人情報の取扱いを適切に行う体制を社内規則等で定め、適切に運用していること。

3 契約条項を示す場所等

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県政策企画部総合政策課
電話番号 018-860-1217
メールアドレス seisaku@pref.akita.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、次により書類を提出しなければならない。

ア 提出書類等

(ア) 入札参加資格確認申請書(様式第1号)

(イ) 登記事項証明書又は秋田県内に本社、支社、支店若しくは営業所があることを証明する書類の写し

(ウ) 同種業務実績調書(様式第2号)

(エ) (ウ)に記載した業務実績の契約書の写し及び履行を確認できる書類(支払通知書の写し等)

イ 提出期間

令和8年4月1日(水)から同月13日(月)の間の午前9時から午後5時まで。

ただし、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。

ウ 提出方法

提出は、3の場所に持参又は郵送により行うこと。ただし、郵送する場合は、この期間内に必着とすること。

(2) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者について行い、その他の者については、確認を行わないものとする。

(3) 入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書を提出した後、落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届(様式第6号)を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(4) 提出された確認資料は、返却しない。なお、確認資料を公表し、また、無断で使用することはしない。

5 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問は、令和8年4月9日(木)午後5時までに書面(任意様式)で電子メールにより行うこと。

(2) 上記質問に対する回答は、令和8年4月10日(金)までに秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の総合政策課のページに掲載する。

6 入札の執行

(1) 入札執行の日時及び場所

令和8年4月14日(火)午前10時

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁本庁舎地下1階 入札室

(2) 入札に参加する者は、入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。入札書は別紙入札書(様式第3号)を、再入札の際は別紙再入札書(様式第4号)を使用するものとする。

なお、代理人が入札を行う場合は、別紙委任状(様式第5号)を提出すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒に「入札者の商号又は名称等」、「開札日」及び「入札に付する事項」の業務名を記載の上、提出すること。

(5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、訂正箇所二本線を引き、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札金額を訂正することはできない。

(6) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行う。

(7) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が2者以上あるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(8) 入札執行回数は2回を限度とし、落札候補者のない場合は手続きをやり直すか、施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低額の入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

(9) 入札者が1者であった場合であっても、原則として、入札を有効なものとして執行するものとする。

7 落札者の決定方法

(1) 落札候補者となった者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって、次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

ア 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

イ 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき

- (2) (1)により落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者を落札候補者とし、(1)の確認等を行うものとする。
- (3) 落札者が決定するまで、(1)及び(2)を順次繰り返すものとする。
- (4) 落札者は、秋田県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない(適用除外事業者を除く)。
- (5) 契約担当者は、(1)により入札参加資格を有しないと決定したときは、当該落札候補者に対して、「資格なし」と決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を通ずるものとする。
- (6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(休日を除く。)以内に、契約担当者に対して書面により「資格なし」と決定された理由についての説明を請求することができる。
- なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合であっても、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に、契約担当者に対して苦情の申立てを行うことができる。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加者は、見積もった入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を、開札までに3の場所において納付しなければならない。ただし、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書又は郵便貯金銀行の発行する為替証書の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、納付された入札保証金は、落札者を除き入札終了以降に還付することとし、落札者に対しては当該契約の締結後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、見積もった入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を、契約締結までに納付しなければならない。ただし、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書又は郵便貯金銀行の発行する為替証書の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、入札保証金を契約保証金に充当することもできる。

(3) 入札保証金又は契約保証金の納付を免除される者

ア 入札保証金については、別添の入札保証金免除申請書(様式第7号)に(ア)又は(イ)の書類を添付して、令和8年4月13日(月)午後5時までに提出し、審査の結果、免除を認められた者とする。

(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

(イ) 過去2年の間に、国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と、当該契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、これらを全て誠実に履行したことを確認できる書類(複数の契

約書及び履行を確認できる支払通知書等の写しを提出すること。)

なお、同種業務実績調書（様式第2号）とその確認書類で要件を満たす場合は、提出を省略することができる。

- イ 契約保証金については、別添の契約保証金免除申請書（様式第8号）に県を被保険者とする履行保証保険契約証書を添えて契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者、又は上記アの（イ）の書類審査の結果、入札保証金の免除が適当と認められた者とする。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効となる入札をした者は、再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者（免除された者を除く。）又はその金額に不足がある者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 入札書を提出した者のうち、開札に立ち会わなかった者のした入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

10 その他

- (1) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 落札者の決定後、委託契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
- (3) 契約の手続きにおいて使用する通貨及び言語は、日本国通貨及び日本語とする。